

政令番号126 クロロペンタフルオロエタン(別名 CFC-115)

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成25年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・ 化粧品等	農薬登録 製剤	登録製剤以 外殺虫剤	その他	
1	北海道							1.5E+3	1,480.2
2	青森県							4.4E+2	441.6
3	岩手県							3.7E+2	371.3
4	宮城県							5.7E+2	566.0
5	秋田県							3.8E+2	379.4
6	山形県							4.3E+2	429.8
7	福島県							5.9E+2	590.6
8	茨城県							8.0E+2	797.4
9	栃木県							5.8E+2	578.9
10	群馬県							5.9E+2	586.3
11	埼玉県							1.4E+3	1,446.8
12	千葉県							1.3E+3	1,266.1
13	東京都							3.2E+3	3,235.3
14	神奈川県							1.8E+3	1,811.3
15	新潟県							8.5E+2	855.0
16	富山県							3.9E+2	389.1
17	石川県							3.7E+2	373.0
18	福井県							2.8E+2	281.7
19	山梨県							2.7E+2	270.8
20	長野県							6.4E+2	644.0
21	岐阜県							5.7E+2	569.2
22	静岡県							1.2E+3	1,236.9
23	愛知県							1.8E+3	1,813.9
24	三重県							5.2E+2	524.9
25	滋賀県							3.2E+2	320.5
26	京都府							7.3E+2	727.7
27	大阪府							2.1E+3	2,050.5
28	兵庫県							1.3E+3	1,337.9
29	奈良県							2.9E+2	289.7
30	和歌山県							3.6E+2	359.6
31	鳥取県							1.7E+2	172.9
32	島根県							2.9E+2	286.7
33	岡山県							5.6E+2	557.9
34	広島県							8.2E+2	820.7
35	山口県							5.3E+2	534.4
36	徳島県							2.6E+2	257.9
37	香川県							2.7E+2	273.5
38	愛媛県							4.9E+2	487.9
39	高知県							3.2E+2	319.2
40	福岡県							1.5E+3	1,450.0
41	佐賀県							2.9E+2	290.8
42	長崎県							5.5E+2	551.3
43	熊本県							5.8E+2	578.8
44	大分県							4.3E+2	429.8
45	宮崎県							4.1E+2	408.5
46	鹿児島県							6.7E+2	673.2
47	沖縄県							4.6E+2	457.8
	全国							3.5E+4	34,576.9